

植栽管理マニュアル

このマニュアルは、横浜市営住宅及び改良住宅内共用部分、児童遊園、広場、現在横浜市建築局市営住宅課所管となっている土地における樹木等の植栽管理のために使用する。

1 基本的な考え方

共用部分における樹木の管理及び除草等については日常的対応可能範囲で居住者が行う。ただし、以下の植栽管理は横浜市建築局市営住宅課の依頼を受けて指定管理者が行うものとする。

- (1) 樹高が概ね5m以上の樹木管理
- (2) 居住者が除草・剪定・伐採を行うのが危険と判断される斜面地等の植栽管理

2 高木剪定基準（枝払い）

以下の樹木はその障害となる部分または樹木全体を概ね3年間、樹木剪定（枝払い）の施工が必要とならぬように実施する。

- (1) 住棟、共同施設及び近隣住戸に日照の影響がある。
- (2) 密生により通風を阻害している。
- (3) 道路・通路等の走行及び歩行に障害がある。
- (4) 外灯・共同灯に覆い被さり、付近照明に障害がある。
- (5) 電線等に覆い被さり、障害が発生し又は発生するおそれがある。
- (6) 果実等の落下により車両を汚している。
- (7) 枝が越境している。

3 伐採基準

以下の樹木及び剪定基準に該当する樹木で、剪定（枝払い）ではその障害を取り除くことが難しい樹木は伐採する。また、居住者の要望理由ならびに周辺環境を考慮し、伐採が好ましいと判断できる樹木は伐採する。ただし、伐採に際しては原則、伐根はしないものとし、周辺用途に危険とならない高さで伐採する。

- (1) 自然災害や枯朽木で倒木または倒木のおそれがある樹木
- (2) 群生または密生により日照・通風・視界を著しく阻害している樹木の間伐
- (3) 住棟、共同施設及び近隣住戸に隣接し、日照を著しく阻害し剪定では良好な維持が期待できない。
- (4) 住棟、共同施設及び近隣住戸に隣接し火災時に延焼の危険がある場合や消火活動に影響があると判断される場合。
- (5) 棘またはかぶれなど、人に危害が及ぶおそれがある樹木
- (6) 構造物（工作物・舗装・設備等を含む）の直近にて根や幹の成長により構造物の安定に影響を与えている又はおそれある。

4 調査

植栽管理について住宅の代表者（管理運営委員会等）より要望書が提出された住宅又は年次計画指定住宅はその代表者と立会い、事前に調査を行う。

- (1) 事前調査記録は植栽調査表に記載し、横浜市建築局市営住宅課の承認又は立会確認を得る。
- (2) 市営住宅敷地内における伐採樹木については居住者の総意であることを確認する。
- (3) 緊急又は危険回避などによる場合は速やかにその対象となっている樹木の剪定、伐採を行うものとする。この場合、事前調査は省略することができる。